

令和2年度

産業廃棄物
処理事業者研修会

～廃棄物の適正処理について～

熊本県 循環社会推進課

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正等事項について

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

廃棄物の分類

特別管理一般廃棄物

(ばいじん、感染性一般廃棄物など)

一般廃棄物

し尿

ごみ

家庭系ごみ

事業系ごみ
(事業系一般廃棄物)

廃棄物

産業廃棄物

(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち
汚泥、廃油、がれき類、廃プラスチック
類、金属くずなど20種類の廃棄物)

特別管理産業廃棄物

(揮発油類、強い酸やアルカリ、有害な
汚泥、感染性産業廃棄物など)

産業廃棄物の種類と具体例

あらゆる事業活動に伴うもの(その1)

種 類	具 体 例
①燃えがら	石炭がら、炉清掃掃出物、焼却残灰、活性炭 等
②汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物で有機性及び無機性すべてのもの(下水汚泥、建設汚泥、碎石スラッジ、不良セメント、活性炭かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗料かす含むもの) 等)
③廃油	鉱物性油及び動植物性油(グリース、重油、溶剤、アルコール、ビルジ、タールピッチ 等)
④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液(酸性の果物ジュース、焼酎粕)
⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液(黒液、石灰水)
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物(廃タイヤ、塗料かす)

あらゆる事業活動に伴うもの(その2)

種 類	具 体 例
⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
⑧金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず 等
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、廃空き瓶、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず、廃石膏ボード、瓦破片 等
⑩鉍さい	高炉、電気炉等の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、鑄物廃砂、不良鉍石、不良石炭、粉炭かす 等
⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これに類する各種廃材
⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの

特定の事業活動に伴うもの(その1)

種 類	具 体 例
⑬紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。以下同様。)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
⑭木くず	建設業に係るもの、木材・木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物流通のために使用したパレット 等
⑮繊維くず	建設業に係るもの、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず(畳、レーヨンくず、ロープ等)
⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等)

特定の事業活動に伴うもの(その2)

種 類	具 体 例
⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑱動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等のふん尿
⑲動物の死体	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等の死体
⑳上記①から⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、①～⑲までのいずれにも該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固型化物、焼却灰の熔融固化物、死亡牛の化製業者から発生する廃肉骨粉 等

※⑬～⑳は、具体例に書かれているような業種の事業所から排出されるもののみが産業廃棄物になります。

特別管理産業廃棄物の種類と具体例

種 類	説 明
廃油	揮発性油、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く。）（これらの油を使用することによって排出される、引火点が70℃未満の廃油）
廃酸	pH2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性廃棄物 *	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ又は付着しているおそれのあるもの

* : 排出元の施設限定あり

特定有害産業廃棄物（その1）

種 類	説 明
廃PCB	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、又は封入された廃プラスチック類若しくは金属くず
PCB処理物	廃PCBなど又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等 ②水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③廃水銀等処理物で基準不適合のもの
指定下水汚泥	下水道法施行例第13条の4の規定により指定された汚泥

特定有害産業廃棄物（その2）

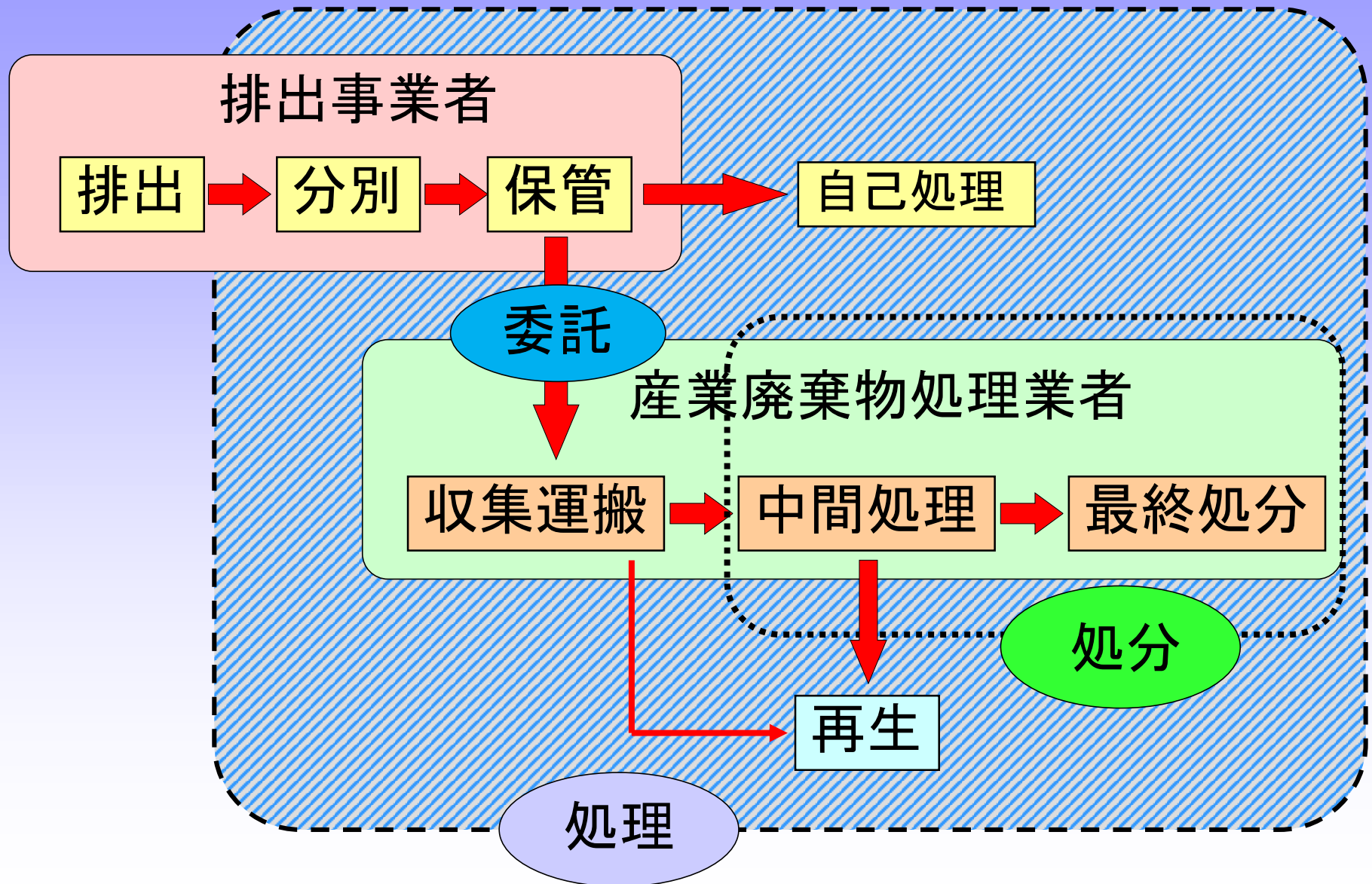
種 類	説 明
鉍さい	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
燃え殻＊	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
ばいじん＊	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの
廃油＊	有機塩素化合物、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの
汚泥、廃酸 又は廃アルカリ＊	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの

＊：排出元の施設限定あり

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. **産業廃棄物の処理(各種基準)について**
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

廃棄物の処理の流れ



一般廃棄物処理基準及び産業廃棄物処理基準

■ 一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬に係る共通基準

- 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

■ 一般廃棄物の収集運搬に係る個別基準

市町村が定めた車両ステッカーの貼付けを条例等で義務化しているところもある

■ 産業廃棄物の収集運搬に係る個別基準

産業廃棄物収集運搬車両への表示

産業廃棄物収集運搬車

〇〇産業(株)

012345



許可番号の下6桁(文字の大きさも規定あり)

一般廃棄物又は産業廃棄物の保管

■保管基準

事業場において廃棄物が運搬されるまでの保管方法に関する基準

- 周囲に囲いが設けられていること。
- 見やすい箇所に廃棄物の保管の場所である等の必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

表示板の例(規則第1条の5)

一般廃棄物の保管施設		60cm以上
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（木くず）	
最大保管量、高さ	最大保管量：10ton、高さ：2.0m	
管理者の名称	〇〇産業（株） 管理部	
管理者の氏名	〇〇産業（株） 管理部管理課 〇〇太郎	
連絡先	096-321-0011 内線 1234	

← 60cm以上 →

- 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講ずること。
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
- 3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて**
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

産業廃棄物処理業の許可の取消し

許可の取消要件に該当した場合、産業廃棄物処理業の許可は取り消される。

※ 廃棄物処理法

第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一～六（法第14条第5項他）※必ず取り消されます。

2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第2号（施設・能力の基準不適合）又は第3号（許可条件違反）のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

許可の取消要件(抜粋)

許可の取消要件

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 欠格要件に該当（法第14条第5項他）・ 無許可営業（法第25条第1項第1号）・ 不正手段による営業許可取得（同項第2号）・ 無許可事業範囲変更（同項第3号）・ 不正手段による事業範囲変更許可取得（同項第4号）・ 事業停止命令違反、措置命令違反（同項第5号）・ 委託基準違反（同項第6号）・ 名義貸しの禁止違反（同項第7号）・ 施設無許可設置（同項第8号）・ 不正手段による施設設置許可取得（同項第9号）・ 施設無許可変更（同項第10号） | <ul style="list-style-type: none">・ 不正手段による施設変更許可取得（法第25条第1項第11号）・ 受託禁止違反（同項13号）・ 不法投棄（同項第14号）・ 不法焼却（同項第15号）・ 指定有害廃棄物の処理禁止違反（同項第16号）・ 委託基準違反、再委託禁止違反（第26条第1号）・ 施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（同条第2号）・ 施設無許可譲受け・無許可借受け（同条第3号）・ 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第6号） |
|---|--|

欠格要件

欠格要件一覧

法第14条第5項第2号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人の役員又は政令使用人がイ又はロに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令使用人がイ又はロに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

欠格要件

●法第7条第5項第4号

イ **心身の故障**によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ **破産開始手続開始の決定**を受けて復権を得ない者

ハ **禁錮以上の刑に処せられ**、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**5年**を経過しない者
※どんな法律の禁錮刑であっても該当し、執行猶予中も該当

ニ(1) **次に掲げる法令(環境法令)等に違反し、罰金の刑に処せられ**、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**5年**を経過しない者

①廃掃法、②浄化槽法、③生活環境保全法令(大防法、騒音規制法、海洋汚染防止法、水濁法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入規制法、ダイオキシン特措法、PCB特措法)、④①～③の法令に基づく処分

欠格要件

●法第7条第5項第4号

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 次に掲げる罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

・刑法(傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫、背任)、暴力行為等処罰ニ関スル法律

ホ 次に掲げる許可取消しの日から5年を経過しない者(取り消された者が法人の場合は取消しに係る聴聞の通知の日前60日以内に当該取消しに係る法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

①一廃収運業・処分業許可取消し、②産廃収運業・処分業許可取消し、③浄化槽法第41条第2項の規定による許可取消し

欠格要件

●法第7条第5項第4号

へ 次に掲げる聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の全部の廃止の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

①一廃収運業・処分業許可、②産廃収運業・処分業許可、③浄化槽法第41条第2項の規定による許可

※取消しに係る聴聞通知後に廃止しても欠格に該当

ト 上記へに規定する期間内に次に掲げる業の全部の廃止の届出があった場合において、聴聞通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令使用人であった者又は当該届出に係る個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

①一廃収運業・処分業許可、②産廃収運業・処分業許可、③浄化槽法第41条第2項の規定による許可

※聴聞通知の60日前までに役員だった者も欠格要件に該当

欠格要件

●法第7条第5項第4号

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれ※があると認めるに足りる相当の理由がある者

※繰り返し許可の取消処分を受けている、廃掃法や環境関連法令で公訴を提起されていたり違反を繰り返している、他法令に違反して繰り返し罰金以下の刑に処せられている、暴力団を利用している、これらと同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる 等

※参考:「役員」とは？

→ 法第7条第5項第4号ホの後段に記載あり

「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」

...“5%以上出資者”、“普段から従業員に指示している社長の親族”等

年間数件の許可の取消案件が見られる。

産業廃棄物処理業の許可取消し



排出事業者に迷惑をかけることになる。

社会的信用の失墜 → 会社存続の危機

- 今一度、許可の取消要件を確認すること。
- 取消要件に該当するようなことは絶対にしないこと。
- 万が一、**欠格要件に該当した場合には、県に届け出ること**(法第7条の2第4項(14条の2 第3項、14条の5第3項の準用)に規定。罰則あり。)

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. **排出事業者責任について**
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

排出事業者責任について

「排出事業者責任」とは？

産業廃棄物を処理する責任は、その産業廃棄物を排出した事業者にある。

※廃棄物処理法第3条第1項（事業者の責務）

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を **自らの責任** において **適正に処理** しなければならない。」

処理の方法

自己処理

事業者自ら処理

委託処理

「産業廃棄物処理業者」に処理を委託

排出事業者の守るべき事項

処理基準

- ・産業廃棄物

(政令第6条)

- ・特別管理産業廃棄物

(政令第6条の4)

排出事業者

排出

分別

保管

自己処理

保管基準

- ・産業廃棄物

(政令第8条)

- ・特別管理産業廃棄物

(政令第8条の12)

- ・事前届出

(事業場保管: 300m²以上、建設工事に伴う廃棄物のみ等)

委託

産業廃棄物処理業者

収集運搬

中間処理

最終処分

処分

再生

処理

委託基準

- ・産業廃棄物

(政令第6条の2)

- ・特別管理産業廃棄物

(政令第6条の6)

排出事業者責任を果たすために

■ 不法投棄は絶対しない。

- ・生活環境に多大な影響を及ぼすおそれあり。
- ・不法投棄した事業者(個人、法人)には、懲役や罰金*が科せられる。
- ・自治体から原状回復を命令されることがある。

■ 違法焼却(野焼き等)は絶対しない。

- ・法で定める方法による場合や政令第14条に規定する一部の例外を除き、原則禁止されている。
- ・違法焼却した者(個人、法人)には、懲役や罰金*が科せられる。



社会的信用の失墜 → 会社存続の危機

* : 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科

排出事業者責任を果たすために

■ 処理委託しても排出事業者責任はなくなる。

- ・廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはない。
- ・委託した処理業者が不法投棄をした場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及される。



● 適正な価格で委託

- ・極端に安い価格で委託しない。

● 廃棄物の処理状況を常にチェック

- ・廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者に委託する。
- ・常に処理状況を確認することが大切。
- ・電子マニフェストの活用 → 処理状況の確認が容易。

● 優良産廃処理業者認定制度を活用

- ・認定事業者は遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定。
- ・電子マニフェストに対応済み。

産業廃棄物の委託処理

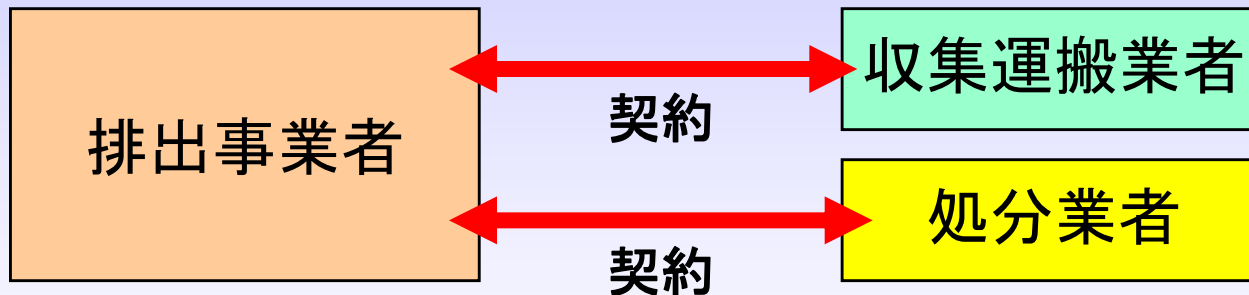
- 許可を持っている収集運搬業者又は処分業者に委託すること

- 委託契約は書面で行うこと

契約書には許可証の写しが添付されていること

委託契約書及び書面は契約終了日から5年間保存

- 収集運搬業者、処分業者とそれぞれ契約すること



- 排出事業者はマニフェスト又は電子マニフェストを使用し最終処分されるまで適正に処理されたことを確認すること

委託契約書に記載する事項

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地、処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
- 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力
- その他環境省令で定める事項

排出事業者責任を果たすためには？

排出事業者責任に基づく措置に係る チェックリスト

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

平成29年6月

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k060.pdf>

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

1 処理業者の選択は適切ですか？

- ☐ 許可証によって許可品目、有効期限、処理能力を確認した。
- ☐ 収集・運搬業者は、現場と処分先の両方の都道府県知事（政令市長）の許可を有している。
- ☐ 処理施設を確認し、管理状況等が適切であることを確認した。
- ☐ 処理料金は適切である（地域の一般的料金に比べ極端に安過ぎない）。
- ☐ 委託処理後にも処理業者の処理施設を訪問し、適切に処理されていることを確認した。

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

2 委託契約は適切ですか？

- ☐ (自社運搬でなければ)収集・運搬業者との委託契約書がある。
- ☐ 処分業者との委託契約書がある。
- ☐ 委託契約書には処理業者の許可証のコピー(最新版)が添付されている。
- ☐ 記載事項は全て正確に記入されている。
(契約日、契約期間、廃棄物の種類・数量、金額、中間処理の場合:処理後の処分先 等)

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト(簡易版)

3 マニフェストの管理は適切ですか？

- ☐ 産業廃棄物を搬出する都度、品目毎、処分先毎にマニフェストを発行している。
- ☐ 記載すべき事項は全て正確に記入している(日付、廃棄物の種類・量 等)
- ☐ 処理業者からB2票、D票、E票が期限内に返送されている。
- ☐ 現場にA票、B2票、D票、E票が全てそろっている。
- ☐ マニフェスト(保存期間は5年間)の保管方法が社内で決まっている。

(電子マニフェストの場合)

- ☐ 産業廃棄物の引き渡し後、3日以内に登録している。
- ☐ 運搬及び処分の終了日から3日以内に報告があることを確認している。

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

産業廃棄物管理票制度(マニフェスト制度)

マニフェスト制度とは？

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組み



排出事業者は、産業廃棄物処理業者に廃棄物を引き渡す際には、必ずマニフェストを交付しなければならない。

事業者(排出者)の責任 (排出者責任を追求される存在)

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

(廃棄物処理法 第3条)

不法投棄した事業者には、罰金及び懲役等が科せられ、さらに自治体によって原状回復を命令されることがあります。

廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはありません。

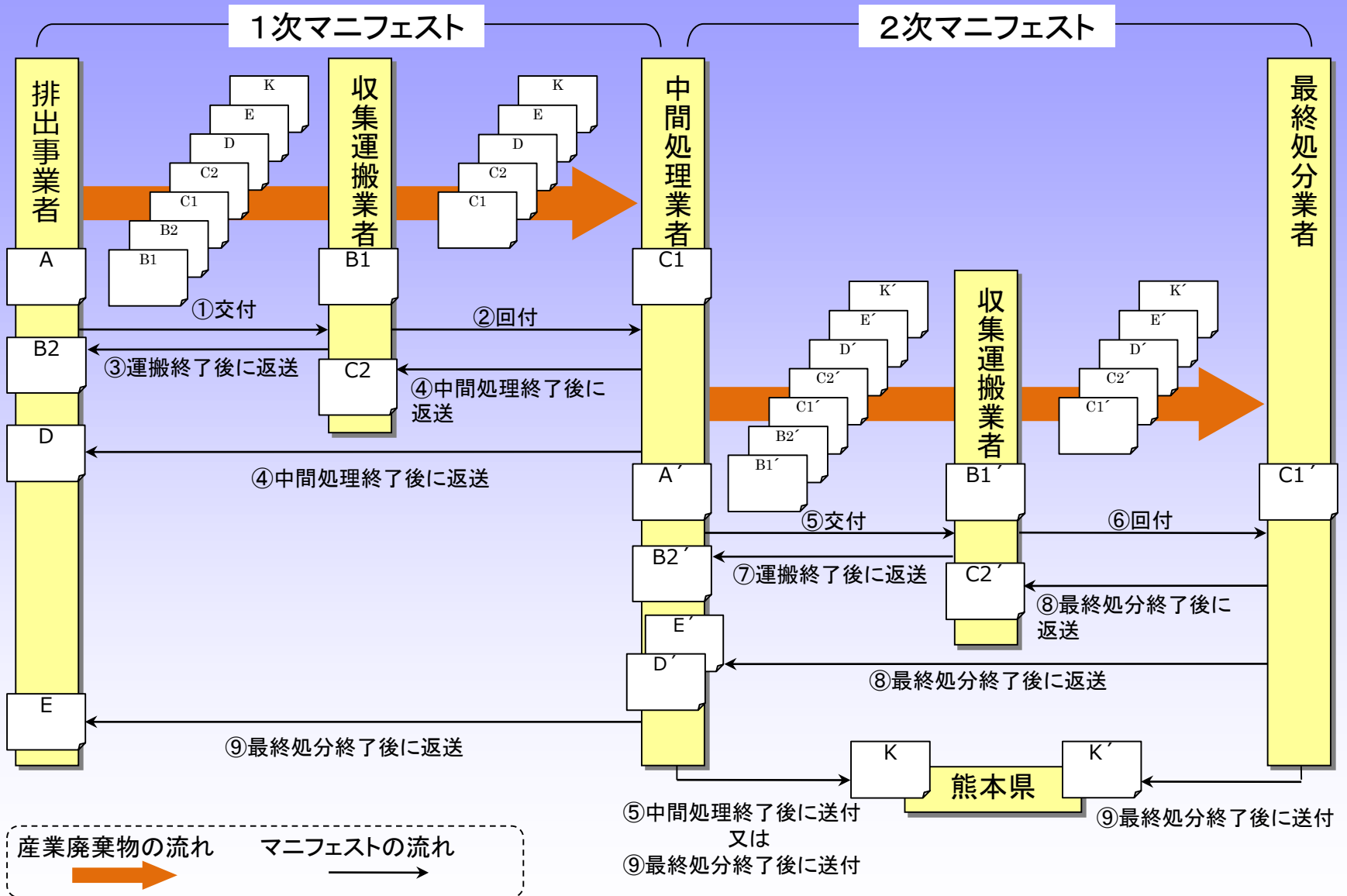
委託した処理業者が不法投棄した場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及されることになります。

★ マニフェストを正しく使用して、委託処理状況を確認することが大切です。

マニフェスト各票の役割

マニフェスト	役 割	処理終了日からの 送 付 期 限	送 付 先
A	排出事業者の廃棄物引渡し確認用	(排出事業者の控え)	
B1	運搬受託者の運搬終了確認用	(運搬業者の控え)	
B2	排出事業者の運搬終了確認用	運搬終了した日から 10日以内	排出事業者
C1	処分受託者の処分終了確認用	(処分業者の控え)	
C2	運搬受託者の処分終了確認用	処分終了した日から 10日以内	運搬受託者
D	排出事業者の処分終了確認用	処分終了した日から 10日以内	排出事業者
E	排出事業者の最終処分確認用	2次マニフェストのE票が返送された日から 10日以内	排出事業者
K	熊本県チェック用	最終処分終了後の翌月の10日まで	循環社会推進課

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の流れ



マニフェストの返送期限

マニフェスト	産業廃棄物に関するもの	特別管理産業廃棄物に関するもの
B2	90日	60日
D		
E	180日	

注意！

運搬受託者及び処分受託者から返送期限内にマニフェストの写しが返送されないときは、必要な措置を講じ、その結果を知事（政令市長）に報告しなければならない。（報告先はマニフェストの発行場所による。）

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況の報告

● 報告対象者

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者
(電子マニフェストを利用する事業者を除く)

● 報告内容

事業場ごとに、産業廃棄物の種類・排出量等、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された内容を様式第3号(産業廃棄物管理票交付等状況報告書)により報告

● 報告期限

前年度1年間に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、毎年6月30日までに報告

● 報告先

くまもと電子申請窓口による電子申請又は所管する保健所(熊本市内に事業場がある場合は熊本市ごみ減量推進課)

報告書の提出日を記載します。

令和2年6月30日

記載例

熊本県知事 様

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和元年度)

報告者の法人名、代表者名
住所、電話番号を記載します。

報告者
住 所 熊本県〇〇市〇〇町1-2-3
氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 熊本 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 096-〇〇〇-〇〇〇〇

事業場の名称、住所、電話番号を
記載します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、令和元年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		〇〇株式会社 〇〇製造工場				業 種	食料品製造業		
事業場の所在地		熊本県〇×市□□町4-5-6				電話番号	〇〇〇-△△△-□□□□		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	5	3	123456	(株)〇〇商会	〇〇市〇〇町1234	065432	××クリーンセンター	
2	廃油	0.4	2	012345	〇×運送(株)	〇〇市〇〇町1235	006543	〇〇産業(株)	
3	動植物性残さ	100	50	001234	(有)△□商店	〇〇市〇〇町1236	000654	□□商会(株)	
4	廃酸(廃強酸)	0.5	1	000123	□×(有)	〇〇市〇〇町1237	000065	(株)〇〇リサイクル	

備考

- 1 トンで記載します。
- 2 mやℓで記載しないようにしてください。
- 3 (トンに換算してください。)

- 4 産業廃棄物の種類を記載します。
- 5 同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて記載します。

- 6 許可番号の下6桁を記載します。

- 7 日本標準産業分類の中分類の名称を記載します。
- 8 事業場の

- 9 運搬先の住所と同一の場合は、記載不要です。

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. **電子マニフェストについて**
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

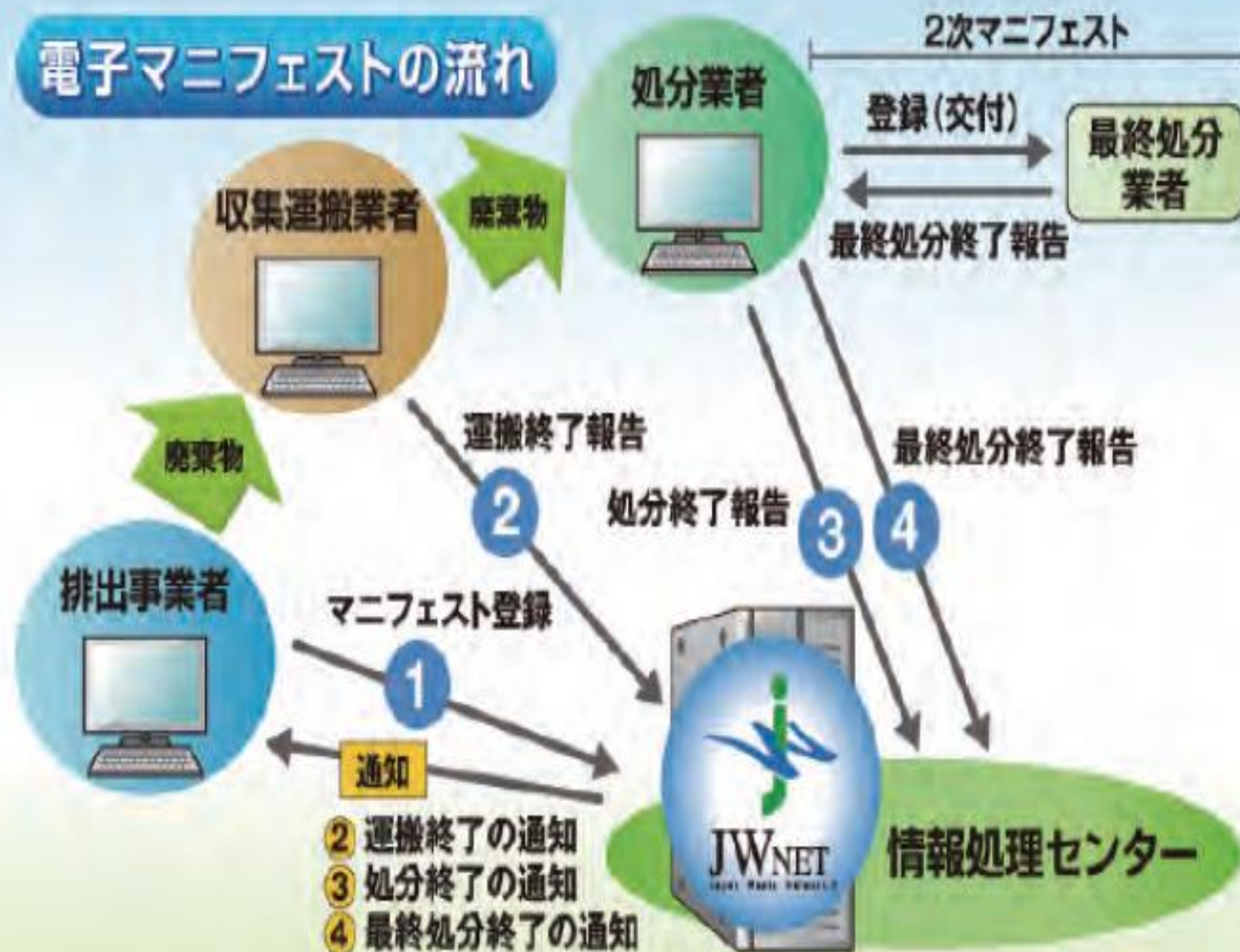
電子マニフェストについて

紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやり取りする仕組み

処理の透明化、事務の効率化、都道府県等の監視の効率化、不適正事案の原因究明の迅速化に効果的

特別管理産業廃棄物の多量排出者（前々年度に特管産廃（PCB廃棄物を除く）を50t以上排出した者）は、令和2年4月1日から、特管産廃を排出する際に電子マニフェストの使用が義務化される。（多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画への記載は平成31年4月1日施行）

電子 manifests の流れ



電子manifestと紙manifestの運用比較

	項目	電子manifest	紙manifest
排出事業者	manifestの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引き渡した日から3日以内にmanifest情報を情報処理センターに登録	廃棄物を収集運搬業者、又は処分業者に引渡しと同時にmanifest交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)により確認	①運搬終了報告:B2票とA表を照合して確認 ②処分終了報告:D票とA表を照合して確認 ③最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認

電子manifestと紙manifestの運用比較

	項目	電子manifest	紙manifest
排出事業者	manifestの保存	manifestの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	①交付したmanifest A票を 5年間保存 ②収集運搬業及び処理業者より送付されたB2票、D票、E票を 5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため 報告が不要	都道府県・政令市に 自ら報告

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から 3日以内 に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付
	マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	処分業者より送付されたC2票を 5年間保存

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分業者	処分終了報告	処分終了日から 3日以内 に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から 10日以内 に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E表を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能)	C1票を 5年間保存

電子マニフェスト導入のメリット

○事務処理の効率化

- ・画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できる
- ・マニフェストの保存が不要（保存スペースも不要）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

○法令の遵守

- ・法で定める必須項目をシステムで管理しているため、入力漏れを防ぐことができる
- ・終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起する
- ・マニフェスト紛失の心配がない

○データの透明性

- ・常にマニフェスト情報を閲覧・監視することができる

スマホ・タブレットを活用した現場登録機能

電子マニフェストの操作を熟知している収集運搬業者の支援を受け、**現場で排出事業者がマニフェストを登録できる**新機能。

※マニフェストの交付・登録は排出事業者が責任を負います。

< STEP 1 >

収集運搬業者が事務所で収集予定のマニフェストを仮登録



収集運搬業者
(事務所)

< STEP 2 >

排出現場で収集運搬業者が廃棄物の数量をスマホで入力



排出事業場
(〇×工場 排出現場)

< STEP 3 >

排出事業者が収集運搬業者のスマホでマニフェスト内容を確認し、暗証番号を使って登録！



本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
- 7. 優良産廃処理業者認定制度について**
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

優良産廃処理業者認定制度とは？

優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定するものです。

また、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）については、許可の有効期間（通常は5年）を7年とし、優良マークの付いた許可証を発行します。



優良

優良認定業者として認定されるための基準は？

1. 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。

2. 事業の透明性

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

(1) 公表期間

	場 合	事前情報公表期間
①	優良認定を受けていない場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間
②	優良認定を受けている場合	優良認定を受けた日から当該更新の申請の日までの間

基準の見直し

(法規則第10条の4の2第2号等、R2.10.1施行)

(2) 公表事項

	公表事項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については1年に1回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上）	○	—
	処理施設に関する事項	変更の都度	—	○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度	—	○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	1年に1回以上	—	○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬料	1年に1回以上	○	—
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上	—	○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上	—	○

	公表事項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上	—	○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上	—	○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	1年に1回以上	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については1年に1回以上）	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否	変更の都度	—	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

情報公表の有無の確認に係る指定機関の活用について

「事業の透明性に係る基準」の審査を、第三者機関（環境大臣が指定する（公財）産業廃棄物処理事業振興財団）が行うことが可能となった。（公財）産業廃棄物処理振興財団は審査し、適合していれば適合証明書を発行する。申請者は、都道府県・政令市に適合証明書を提出できる。

優良認定業者として認定されるための基準は？

3. 環境配慮の取組

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

4. 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

5. 財務体質の健全性

(法規則第9条の3第5項等、R2.10.1施行)

④	基準④	概要④
①④	自己資本比率・営業利益金額等④	1) <u>直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること④</u> 2) 次のいずれかに該当すること④ ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること④ ・ <u>前事業年度における営業利益金額等が零を超えること④</u>
②④	経常利益金額等④	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること④
③④	税・保険料④	法人税、消費税等、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと④
④④	維持管理積立金④	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること④

基準の見直し

(法規則第9条の3第5項等、R2.10.1施行)

優良認定業者として認定を受けるには

どうすればいいの？

- 現在受けている許可の更新の申請の時にあわせて申請します。

優良認定の前倒し申請（令和2年2月25日付け環循規発第2002251号）

令和2年2月25日以降は、熊本県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者であれば、現在受けている許可の更新期限の到来を待たずして、優良認定を伴う許可の更新申請を行うことが可能となりました。

なお、更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う許可の更新申請を行い優良産廃処理業者となった場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から7年間となります。

- 申請先は、現在の許可を受けた都道府県・政令市です。
- 申請時には、前ページの基準に適合していることを都道府県等が確認するための必要書類を提出する必要があります。
※優良産廃処理業者認定制度の詳細、申請に必要な書類等は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/2387.html>

優良産廃処理業者認定業者の比較

本社所在地別優良認定業者数

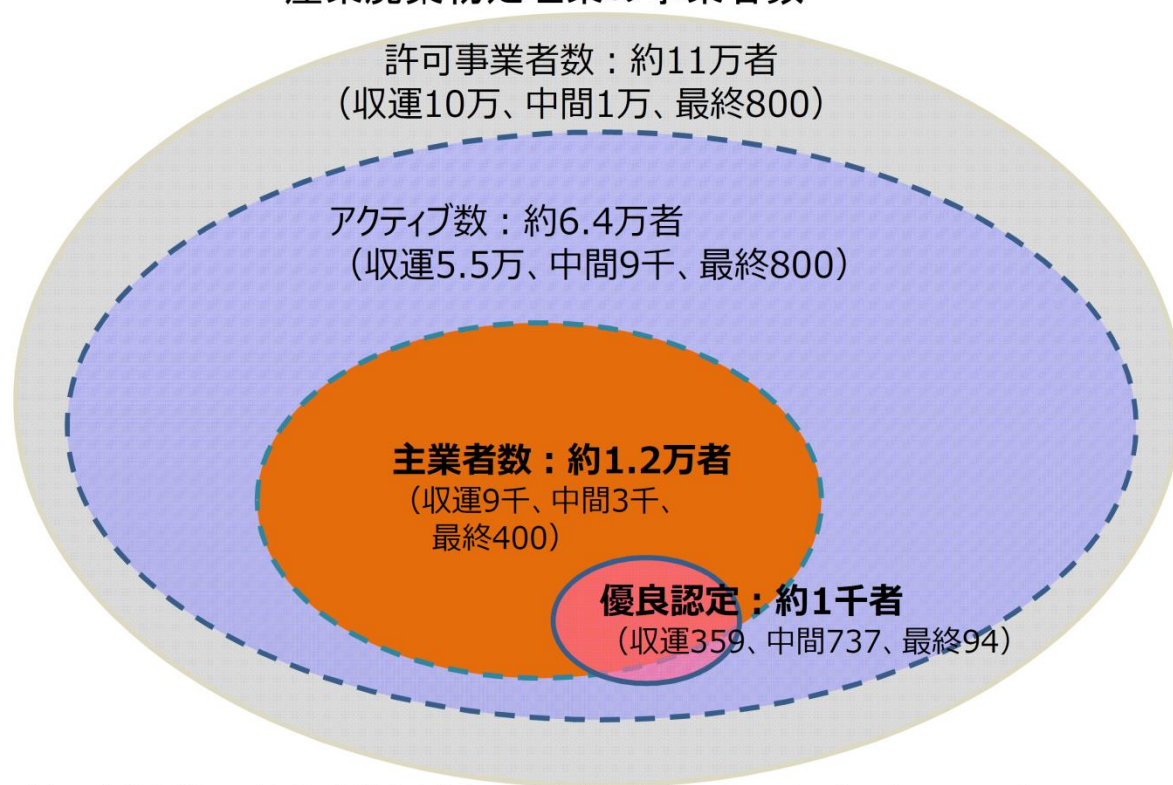
県	収運業者	処分業者	業者数
福岡	61	48	72
佐賀	17	11	19
長崎	21	15	21
熊本	16	12	18
大分	13	11	15
宮崎	10	6	11
鹿児島	9	8	10
沖縄	4	4	4

(2020年3月末時点)

3-2-1. 産業廃棄物処理業界の実態（事業者数）

- 産業廃棄物処理業の許可を持っている事業者は約11万者存在するが、**実際に業を行っているアクティブな事業者数は約6万社と全体の6割程度**である。
- 産業廃棄物処理業を**主業（売上高の割合が50%以上）とする事業者数は約1.2万者と、全体の1割程度**。加えて、優良認定事業者数は約1千者であり、主業者数と比べ大きな開きがみられる。

産業廃棄物処理業の事業者数



出典：（許可事業者数）環境省・産業廃棄物処理業者情報検索システム（平成29年1月19日）
（アクティブ数、主業者数）みずほ情報総研による推計
（優良認定）産業廃棄物処理事業振興財団提供

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
- 8. 水銀廃棄物の適正処理について**
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

水銀廃棄物の適正処理

平成29年10月1日以降、以下の廃棄物について、新たな対応が必要となっている。

I 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの

例：蛍光ランプ、水銀体温計、水銀式血圧計 等

II 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃えがら、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

III 廃水銀等

①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物

②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する共通の新たな措置

項 目	必 要 な 記 載 事 項 等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要。 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要。(処理基準の遵守は猶予されない)
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はない。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

I 水銀使用製品産業廃棄物の対象

水銀使用製品産業廃棄物：次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの（別添表参照）

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち①表A・表Bの製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。）
- ③ ①及び②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

※ 上記の①、②、③のいずれかに該当する水銀使用製品産業廃棄物のうち、右表「水銀回収義務」欄に○があるものは水銀の回収が義務付けられている。

I 水銀使用製品産業廃棄物に関する新たな措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、共通の措置及び以下の新たな措置が必要となる。

項 目	措 置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は 水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと

蛍光ランプの「選別」の取り扱い

処理基準で「水銀使用製品産業廃棄物は**他の廃棄物と分別して保管や運搬**を行わなければならない」ととされた。



ランプ類を緩衝材から取り出す「手選別」行為はそれ単体では中間処理として認められない。



ランプ類単体を【選別】で受けることはできない。



今後もランプ類の手選別を行う場合は、収集運搬業の「**積替保管**」行為として許可

※ 県要綱に基づく事前協議が必要

Ⅱ 水銀含有ばいじん等の対象

水銀汚染物：水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもの。

水銀含有ばいじん等：水銀汚染物のうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するもの。水銀を一定以上含むものは、処分・再生時に水銀回収が義務付けられている。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注 を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^注 を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/L以上含有するもの

注：水銀化合物に含まれる水銀を含む。

Ⅱ 水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

通常の産業廃棄物の措置に加え、共通の措置及び以下の新たな措置が必要となる。

項 目	必 要 な 措 置
処理の委託	・「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者に委託すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又は その他の加熱工程により水銀を回収すること。

Ⅲ 廃水銀等の対象

※ほぼ純粋な水銀が対象です。

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

- ・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設・灯台の回転装置が備え付けられた施設・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
- ・国又は地方公共団体の試験研究機関
- ・大学及びその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- ・保健所
- ・検疫所
- ・動物検疫所
- ・植物防疫所・家畜保健衛生所
- ・検査業に属する施設
- ・商品検査業に属する施設
- ・臨床検査業に属する施設
- ・犯罪鑑識施設

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
- 9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について**
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

廃棄物の不適正処理対策

1 不適正処理とは

廃棄物が適正に処理されないと、悪臭、粉塵、害虫の発生や水・大気汚染につながります。

＜不適正処理の代表＞

- ・不法投棄、不適正保管（大量、長期間）、不法焼却（構造基準を満たさない焼却炉の使用等）

2 不適正処理担当行政機関

産業廃棄物：都道府県

一般廃棄物：市町村

※ 事案内容によっては、両社が連携して対応

3 不適正処理を防止するために

(1) 処理を委託する場合

- ・許可を持っている処理業者に委託する
- ・委託契約を書面で締結する
- ・マニフェストを交付する

(2) 建設工事を施工する場合

- ・元請け業者は、発注者に対し、分別解体等の計画について書面を交付して説明する
- ・工事請負契約は書面で締結する
- ・工事請負契約書には、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称、所在地、再資源化等に要する費用も明記する

- ・発注者は、工事着手の7日前までに分別解体等の計画について、所定の行政機関に届け出る
- ・元請け業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に対し書面で報告するとともに再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保管する

(3) 解体工事を発注する場合

- ・見積額に、廃棄物の処理費用が含まれていることを確認する
- ・着工前に廃棄物の処理先が決まっていることを確認する
- ・工事中は、廃棄物の分別が行われていることを確認する

(4) 土地・建物を貸したり、土地を造成する場合

- ・借主や事業内容を確認する
- ・口約束にしないで、書面で契約を結ぶ
- ・現地状況を頻繁に確認する

(5) 焼却する場合

- ・構造基準を満たした焼却炉で、法令で定められた使用方法を守って焼却する
- ・焼却炉購入の際は、構造基準を満たしているか販売店に十分確認する

4 不適正処理を見つけたら

環境への悪影響を最小限に止めるため、廃棄物の不適正処理は早期に発見し、早期に対応する必要があります。

不適正処理又は不適正処理が疑われる状況を発見したときは、県又は市町村の担当部署に通報くださるよう、御協力をお願いします。

5 熊本県の不適正処理対策

(1) 廃棄物110番を設置

産業廃棄物に関する専用ダイヤル 096-385-5300

(2) 監視体制の強化

- ・ 廃棄物監視指導員を全保健所に配置
- ・ 情報提供に関する協定締結

(3) 不法投棄対策連絡会議の設置(本部・地方)

(4) 合同パトロールの実施

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
- 10. 雑品スクラップ対策について**
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

- ①人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)が定められた。

...平成30年4月1日施行

- ②有害使用済み機器について、次の措置が講じられた。

- 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者 ＊ に対する、都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
- 処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加

＊：県内に該当する業者はなし

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

●有害使用済機器の判別

対象品目(32品目)のうち、**廃棄物ではなく、かつ、リユース(再使用)されないもの**

・対象品目

家電リサイクル法対象品目(テレビ 等)

小型家電リサイクル法対象品目

(炊飯器、扇風機、携帯電話、ゲーム機、電卓、デジタルカメラ 等)

有害使用済機器の適正な保管等の義務づけ (法第17条の2)

※注意点

- ・ 取扱いの過程で破損等したことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- ・ 有害使用済機器対象品目の機器と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合は、廃棄物として適正に処理する必要がある。

※その他

「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
(平成30年3月、環境省)」参照

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
- 11. 廃棄物処理法違反と罰則について**
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
13. その他の法改正事項について

廃棄物処理法違反と罰則(主なもの)

違 反		内 容	刑 罰
①	無許可営業	許可を受けずに廃棄物の処理を業として行ったとき	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金又はこの併科
②	投棄禁止違反	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない	
③	焼却禁止違反	何人も法で定める方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない	
④	委託基準違反	無許可業者等へ廃棄物の収集運搬あるいは処分を委託すること	
⑤	再委託禁止違反 委託基準違反	政令で定める委託基準に従わずに、廃棄物の処理の委託・再委託を行うこと	3年以下の懲役 300万円以下の罰金 又はこの併科

廃棄物処理法違反と罰則(主なもの)

違反	内容	刑罰
⑥ 排出者管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載	産業廃棄物管理票の不交付・記載漏れ・虚偽記載を行うこと	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
⑦ 管理票保存義務違反	交付した、又は送付されてきた産業廃棄物管理票の写しを保存しないこと(5年間)	
⑧ 虚偽管理票交付	収集運搬あるいは処分を受託していないものに関する産業廃棄物管理票を虚偽記載・交付すること	
※ 法人等に対する 両罰規定	法人等にあつて、その法人の従業員等が、その法人の業務に関し上記の違反行為をしたときは、 行為者に対して罰則を適用するほか、法人に対しても罰金刑を科す	3億円以下の罰金 (①～③) 各本条の罰金刑(④～⑧)

本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
- 12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について**
13. その他の法改正事項について

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和2年 3月版



低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年 3月31日まで



環境省



経済産業省

環境省環境省作成パンフレット(PCB使用製品及び
PCB廃棄物の期限内処理に向けて)から引用

1 PCBとはどんなものですか？

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用途	製品例・使用用途
絶縁油	変圧器用 コンデンサー用 変電所等の電力用コンデンサー、蛍光灯の安定器、テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、高圧用コンデンサー、高圧用コンデンサー、高圧用X線装置用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）	有機化学工業、食品工業、合成樹脂工業等の精製工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱機中暖房、パナヒーター
潤滑油	潤滑用潤滑油、潤滑オイル、真空ポンプ油、切削油、機油添加剤
可塑剤	絶縁用 難燃用 その他 電線の被覆、絶縁テープ ポリエチレン樹脂、ポリエチレン樹脂 ニス、ワックス、アスファルトに着色
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノンカーボン紙（複写）、電子式複写紙 印刷インキ、腐蝕性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他	鉄等のコーティング、自動車用のシーラント、建築用シーリング材 陶器ガラス窓の彩色、腐蝕の防止延長剤

PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に含有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の異称）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として規制されるものの一つとされています。

PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取り上げられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を生じたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口唇粘膜の色素沈着、皮膚症状（発赤、二重皮）、尿の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PCB廃棄物の分類

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されます。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っています。低濃度PCB廃棄物については環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。



高濃度PCB廃棄物（PCBが使用された代表的な電気機器等）

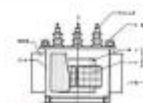
PCBが使用された代表的な電気機器等には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。変圧器（トランス）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

変圧器

変圧器内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比3:2）で満たされています。例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。



高圧変圧器の例



コンデンサー

コンデンサー内はPCBで満たされています。例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。



高圧コンデンサーの例



安定器

コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具の安定器のコンデンサー内の巻紙のすき間に数10g程度のPCB油が含浸されているものがあります。



コンデンサーを内蔵する安定器の例

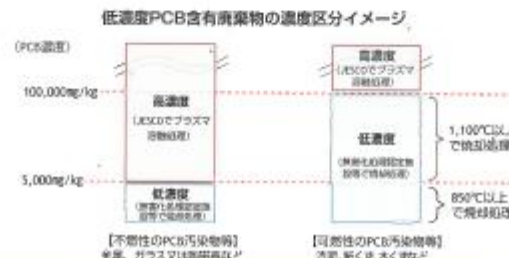


※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、次ページを参照して下さい。
※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、高圧変圧器、高圧コンデンサー、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計測用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の規制対象となっています。

低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のPCB含有廃棄物（可燃性のPCB汚染物等を除く）及び微量PCB汚染電気機器等（PCBを使用していないとする電気機器等であって、数30mmから数十mm程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの）については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

機壳等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下が低濃度PCB廃棄物となります。



PCB含有の有無を判別する方法

変圧器・コンデンサー等の場合

高濃度 PCB かどうかの判別方法

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサーには絶縁油にPCBが使用されたものがあります。

高濃度のPCBを含有する変圧器・コンデンサー等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別できます。

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照してください。

https://www.jema-net.or.jp/japanese/pls/pcb/pcb_hanbetsu.html

低濃度 PCB かどうかの判別方法

数万件に及ぶ測定例から、国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があると知られています。

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていることが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等を確認することでPCB汚染の可能性を確認し、さらに上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を判別します。ただし、コンデンサーのように封じ切りの機器では使用中のものを絶縁油の採取のために穿孔すると使用できなくなるのでご注意ください。

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくことと感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破損し、PCBが漏えいした事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないといわれた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにしてください。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので昭和52年3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換してください。

PCB使用安定器かどうかの判別方法

昭和32年1月から昭和47年8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

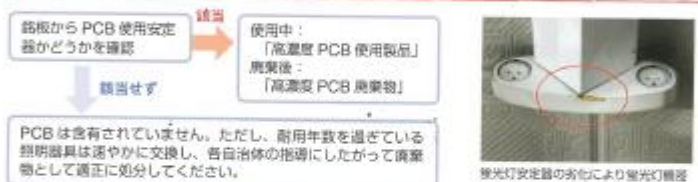
なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものではありません。

PCBを含有する安定器は、安定器に封入された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照してください。

<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

また、PCB廃棄物として保管している安定器の中にはPCBを使用していない安定器が混在している場合があります。詳しくはJESCOのホームページを参照してください。

<https://www.jesconet.co.jp/customer/sunbetsusokushin.html>



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯管から PCB が漏れ出した例

銘板の取り付け例



汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は、含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB汚染物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB汚染物となります。また、PCB汚染物等の該当性判断基準に該当する場合は、産業廃棄物として分類されます。

汚染物等のPCB濃度の測定方法については、環境省から「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」が示されています。

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について(通知)

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>

低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)

http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/teinoudo_ver4.pdf

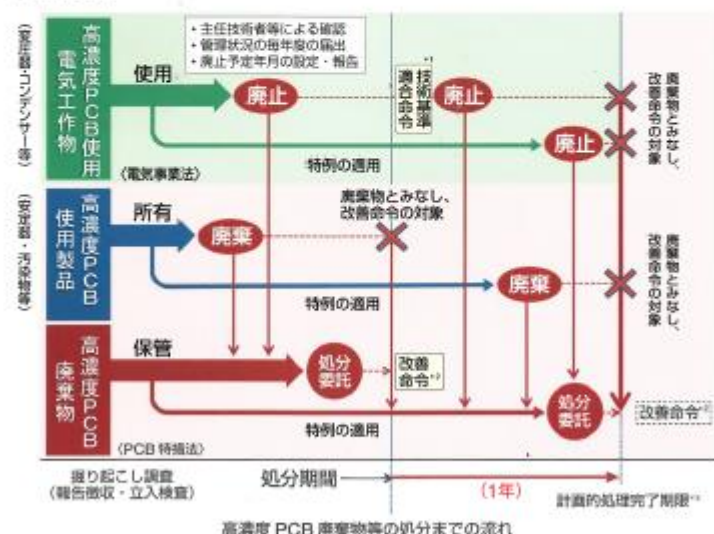
2

高濃度PCB使用電気工作物・ 高濃度PCB使用製品・ 高濃度PCB廃棄物の処分までの流れ

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません。

使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

平成 28 年 8 月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」という。）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度 PCB 使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。高濃度 PCB 使用電気工作物、安定器等の高濃度 PCB 使用製品及び高濃度 PCB 廃棄物の処分までの流れを下図に示します。



都道府県市等が行うPCB廃棄物等の掘り起こし調査に御協力ください

現在都道府県市では、PCB 廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB 特措法の改正により、都道府県市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。また、使用中の高濃度 PCB 使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、電気主任技術者等が毎年度高濃度 PCB 使用電気工作物であることを確認することが義務付けられました。

安定器を含め、高濃度 PCB が使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、都道府県市や電気主任技術者等が行う掘り起こし調査に御協力ください。

高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処分の 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	豊前県、豊前市、岡山区、八幡市、山口市、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、高知県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 3月31日まで	平成31年 3月31日まで
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	令和3年 3月31日まで	令和4年 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年 3月31日まで	令和5年 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道釧路市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物（安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、岡山県、広島県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、高知県、鹿児島県、沖縄県	令和3年 3月31日まで	令和4年 3月31日まで
北海道 (北海道釧路市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	令和5年 3月31日まで	令和6年 3月31日まで

高濃度PCB廃棄物の処理について

高濃度PCB廃棄物については、JESCOで処理をしています。JESCOに処分委託を行う場合、あらかじめJESCOに登録を行う必要があります。（使用中であっても登録は可能です。）詳しくはJESCO登録担当（03-5765-1935）までお問い合わせください。

中小企業者等の負担軽減措置について

高濃度PCB廃棄物を中小企業者等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体等及び法人にあっては70%、個人にあっては95%が軽減されます。詳しくはJESCO中小軽減担当（0120-808-534）にお問い合わせください。

3

低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は **令和9年3月31日まで**

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市長からPCB廃棄物に係る特別処理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。低濃度PCB廃棄物の処理事業者は今後も増加する見込みであり、地域的な偏りも解消してきています。低濃度PCB廃棄物が見つかったら、これらの事業者に委託して処理してください。無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されています。
<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

使用中の低濃度PCB含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のPCBで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、PCB濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「**疎電自然循環洗浄法**」が適用できる場合があります。経済産業省と環境省が取りまとめた「**微量PCB含有電気機器疎電自然循環洗浄実施手順書**」に従って処理した変圧器は所要の手続きを行うことでPCB含有電気工作物に該当しない、また廃棄時においてもPCB廃棄物に該当しないものとなります。

疎電自然循環洗浄については経済産業省の以下のホームページを参照してください。
<https://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170331002/20170331002.html>

4

よくある質問

Q 建物の売買を予定していますが、PCB使用製品やPCB含有電気工作物が設置されているかどうか分からない場合はどうすればよいですか？

A 建物の売買契約を行う前に、キュービクルや電気室などに変圧器やコンデンサーが設置されていないか確認してください。設置されている場合は、これらにPCBが含まれるかどうかをまず売主が確認し、含まれていた場合は電気事業法及びPCB特指法に従い、所要の手続きを行ってください。当該電気工作物が使用中のものである場合には、地位の承継である場合を除き、売主が廃止処分を、また買主が新たに設置等を行う必要があります。また、売買する建物が昭和62年3月までに建築・改修された建物である場合には、PCBが使用された蛍光灯等の安定器が設置されたままになっている可能性があるため、十分に確認する必要があります。見つかった場合は、速やかに交換し、処分に係る所要の手続きを行ってください。なお、当該電気工作物や安定器がすでに廃棄され保管中のものでは、PCB特指法において、譲渡し及び譲受けが原則禁止されており、売買が行われた後も売主が適正に処分する必要があります。

Q PCB廃棄物を保管していた倉庫を撤去することになりました。保管していたPCB廃棄物を他人に委託して保管してもらってもよいですか？

A PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは、地方公共団体に譲り渡す場合や特別処理産業廃棄物に係る許可を得た処理業者又は処分業者に委託する場合等を除いて原則禁止されています。PCB廃棄物の保管事業者自らが管理する倉庫にこれらを移動して保管することは可能ですが、他人が管理する倉庫に移動して、他人に保管を委託することは譲渡し及び譲受けの制限の範囲に反することになるもので行ってはなりません。

Q 使用中の電気工作物にPCBが含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法（電気関係報告規則）に基づき、PCB含有が判明した後速やかに管轄する産業保安監督等にPCB含有電気工作物の設置等届出を行う必要があります。また、新たに利用した電気工作物が高濃度PCB使用電気工作物であった場合には、年度末における廃止予定の年月等を含む管理状況を管轄する産業保安監督等に毎年届出を行うとともに、その電気工作物を設置場所ごとに決められた処分期限内に廃止し、PCB含有電気工作物の廃止届を行う必要があります。一方、新たに利用した電気工作物が低濃度PCB含有電気工作物であった場合には、疎電自然循環洗浄を行うことで使用を継続できる場合があります。それ以外の場合には、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用を終えて廃棄処理する必要があります。

Q PCB含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A 電気事業法（電気関係報告規則）に基づき、使用を終えた後速やかに管轄する産業保安監督等にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、電気工作物の使用を終えた時は、PCB特指法に基づき、事業所所在地の都道府県市に届出するとともに、電気工作物が高濃度PCB廃棄物である場合はJESCOに処分委託し、低濃度PCB廃棄物である場合は民間の処理業者に処分委託する必要があります。

Q 電路から外したPCB含有電気工作物は、再使用してもよいですか？

A 電路から一旦外したPCB含有電気工作物は、電気事業法（電気設備に関する技術基準を定める省令）により、電路への再接続が禁止されています。

Q 銘板が読み取れない安定器があります。どのように取り扱ったらよいですか？

A 安定器に内蔵されたコンデンサーは脆いため外力から力を加えると容易に破損してPCBが漏洩する危険性があるため、安定器は解体分解するなど形状を変更することが法律で原則禁止されています。したがって、銘板が読み取れない安定器であっても、コンデンサーを取り出してPCBを分析することは危険ですのでお控えください。銘板が読み取れない安定器については、同一の保管場所に保管されていたものであって、かつ銘板が読み取れた安定器と形状が同一と判断されるものであれば、そのPCBの使用・不使用の判断結果に基づいて判断していただいても構いません。ただし、形状が同一と判断されるものがない場合はPCB使用安定器として適切に取り扱い、JESCOに処分委託するようにしてください。

Q 高濃度PCB廃棄物の保管場所を変更したいのですが。

A 高濃度PCB廃棄物はその種類及び保管する場所ごとに処分期間が決められているため、原則保管場所を変更してはなりません。ただし、高濃度PCB廃棄物の種類に応じて決められた同一の区域内で保管場所を変更する場合、または、当該高濃度PCB廃棄物を廃棄かつ適正に保管することができる場所に保管場所を変更することについて、環境大臣の承認を受けた場合は変更することが特例で認められることがあります。

5

PCB廃棄物等の処分等に係る 手続きについて

※PCBの正式名称は「ポリ塩化ビフェニル」。「報告規則」は電気用品安全法規則、「特報法」はPCB特報法

事例	対象	届出等の内容
新たに判明した場合 (現に設置しているもの)	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に係る事項、電気工作物に係る事項
	高濃度PCB含有電気工作物	上記に加え、管理状況の届出 電気主任技術者等の氏名・連絡先、廃止予定年月
設置者情報に変更があった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	変更後の設置者等の氏名、住所(法人は事業場の名称又は所在地)又は電気工作物に係る事項
管理状況(廃止予定年月)に変更があった場合	高濃度PCB含有電気工作物	変更後の廃止予定年月
廃止予定年月を処分期間を越えた年月に更新する場合	高濃度PCB含有電気工作物	処分期間の期限から1年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類として、処分委託することを約する書類の写し
廃止した場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	廃止した事業場に係る事項、電気工作物に係る事項、 廃止年月日、廃止理由(譲渡、譲渡洗浄による廃止も含む)
	高濃度PCB使用電気工作物	高濃度PCB使用電気工作物を廃止した場合は、新たに保管することとなった当該電気工作物及び新たに処分した当該電気工作物の種類、型式、量など
譲渡し・譲受けがあった場合	PCB含有電気工作物 (高濃度含む)	譲り渡した場合は廃止届出、譲り受けた場合は設置等届出
地位の承継があった場合	事業用電気工作物 (PCB含有電気工作物(高濃度含む)を含む)	地位の承継(相続、合併又は分割)の事実、承継の事実を証する書類

※電気用品安全法に基づく届出様式については、https://www.nes.go.jp/pcby/safety_security/industry_safety/kyogyo/kyogyo/electrical/detail/pcb.htm#2-2をご覧ください。

※PCB特報法に基づく届出事項、取組事項は環境省ホームページ<https://www.env.go.jp/kyocyda/polybiodokada/index.html>をご覧ください。

事例	対象	届出等の内容
保管する場合	PCB廃棄物	保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等
	高濃度PCB廃棄物	上記に加え、処分予定年月又は廃棄予定年月
	高濃度PCB使用製品	
(新たに判明した場合)	高濃度PCB廃棄物	新たに保管又は所有が判明したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、処分予定年月等
	高濃度PCB使用製品	
保管場所を法令で定める同一区域内で変更した場合	PCB廃棄物	変更前後の保管場所等に係る事項
	高濃度PCB使用製品	移動したPCB廃棄物等の種類及び量など
環境大臣の認可を受けて保管場所を変更する場合	高濃度PCB廃棄物	変更前後の保管場所、当該廃棄物に係る事項、変更理由
	高濃度PCB使用製品	
処分した場合	PCB廃棄物	処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項
	高濃度PCB使用製品	前年度分の処分マニフェストのD票若しくはE票の写し
処分期間の特例を適用する場合、届出情報を変更した場合	高濃度PCB廃棄物	当該事業場及び廃棄物に係る事項、処分予定年月、処分委託契約書若しくは処分委託することを約する書類の写し
	高濃度PCB使用製品	変更した場合は変更前後の届出
譲受けがあった場合	PCB廃棄物	譲渡者、譲渡者に関する事項、譲受け年月日、対象廃棄物等
	高濃度PCB使用製品	
地位の承継があった場合	PCB廃棄物	被承継人、承継人に関する事項、承継年月日、原因及びそれを証する書類、対象廃棄物等
	高濃度PCB使用製品	
全ての処分又は廃棄を終了した場合	PCB廃棄物	事業場に係る事項、処分又は廃棄を終了した廃棄物に係る事項、処分委託者名、処分又は廃棄の終了年月
	高濃度PCB使用製品	

※PCB特報法に基づく届出事項、取組事項は環境省ホームページ<https://www.env.go.jp/kyocyda/polybiodokada/index.html>をご覧ください。

※ 様式のPCBの正式名称は「ポリ塩化ビフェニル」。「報告規則」は電気用品安全法規則、「特報法」はPCB特報法

様式*	実施時期	届出先	罰則
PCB含有電気工作物設置等届出書 (報告規則様式第13の2)	判明後速速に	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規則様式第13の6)	毎年度末の状況を翌年度の6月30日まで	管轄する産業保安監督部長 (産業保安監督部等は都道府県等からの求めに応じ速やかに情報を提供)	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の3)	変更後速速に	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度PCB含有電気工作物管理状況届出書 (報告規則様式第13の6)	変更後速速に	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物管理状況変更届出書及び別紙 (報告規則様式第13の6及び別紙)	変更後速速に	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 (報告規則様式第13の4)	廃止後速速に	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
※部会決定による廃止時は廃棄物報告書及び添付書類も添付			
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特報法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB含有電気工作物廃止届出書 PCB含有電気工作物設置等届出書 (特報法様式第13の4、第13の2)	譲渡し・譲受け後速速に	管轄する産業保安監督部長	30万円以下の罰金
事業用電気工作物設置者地位承継届出書 (電気事業法施行規則様式第62の2)	承継後速速に	経済産業大臣又は管轄する産業保安監督部長	10万円以下の過料

様式*	実施時期	届出先	罰則
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特報法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特報法様式第1号(1))	判明後速速に	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特報法様式第2号)	変更後10日以内	変更前後の保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物に係る保管場所の変更届出申請書 (特報法様式第3号)	保管場所を変更しようとするとき	環境大臣	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (特報法様式第1号(1))	毎年度分を翌年度の6月30日まで	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
高濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄の特例処分解除日に係る届出書、別紙届出事項の変更届出書 (特報法様式第5号、第6号)	処分期間の末日まで 変更した場合は変更後10日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金
譲受け届出書 (特報法様式第8号)	譲受け後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	3年以下の懲役 1000万円以下の罰金
承継届出書 (特報法様式第7号)	承継後30日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	30万円以下の罰金
PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書 (特報法様式第4号)	処分又は廃棄終了後から20日以内	保管場所を管轄する都道府県市長	6ヵ月以下の懲役 50万円以下の罰金

PCB廃棄物に係る最近の主な法改正①

無害化処理認定施設等の処理対象となるPCB廃棄物の拡大

PCBを含有する汚染物（PCB濃度0.5%～10%）の処理体制の構築のため、2019年に行われた無害化処理認定4施設での焼却実証試験の結果を踏まえ、無害化処理認定施設等の処理対象を拡大する関係法令等の改正が行われ、2019年12月20日に公布・施行されました。

ポイント

- PCB濃度0.5%～10%の可燃性の汚染物等は、低濃度PCB廃棄物として無害化処理認定施設等で処理することが可能となりました。
- PCB濃度0.5%～10%の可燃性汚染物等の処分期間は2027年3月末となりました。なお、金属くずや陶磁器くず等の汚染物については、これまで通りPCB濃度が0.5%を超えるものは高濃度PCB廃棄物となります。

PCB廃棄物に係る最近の主な法改正②

一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理

かつて事業活動において使用されていたPCB 使用安定器が、当該事業が廃止された後も居宅用として使用され続けること等の理由により、排出時点で一般廃棄物となるが、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）は一般廃棄物処分業の許可及び一般廃棄物処理施設の許可は有していないため、一般廃棄物としてのPCB 使用安定器（以下「一廃安定器」という。）は現状、JESCO においては処理ができなかった。

産業廃棄物処理施設の設置者であるJESCOがあらかじめ都道府県知事に届け出ることによって一般廃棄物処理施設を設置し、処理することとなった。

ポイント

- 市町村がJESCOに処理を委託し、JESCO 及び収集運搬業者との契約、費用の支払い等の手続きを市町村が行う必要がある。
- JESCO の処分費用については、市町村負担。

PCBが使用されている可能性のある代表的な機器類



- ・**変圧器**：平成5年以前製造のもの又はそれ以降に油の入替を行ったもの
- ・**コンデンサー**：平成2年以前製造のもの
- ・**安定器**(蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯)：昭和47年8月以前製造のもの

※安定器の場合、銘板判読不明のものが多くありますが、設置年月(建築物等の建築年月)が昭和52年4月以降のものであれば「対象外」として処理して差し支えありません。

※その他の機器類：計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器、OFケーブルなど

PCBが使用されている可能性のある機器類の処理を委託されたら

- ・ 委託者に、銘板を確認(メーカー名、製造年、型番など)しメーカーにPCB使用の有無を問い合わせるよう依頼する。

※保管・使用事業者(所有者)の義務(処理責任)

○ 高濃度(5,000mg/kg超) P C B 使用変圧器・コンデンサー等の場合

→直ちに管轄保健所に届出を行い、処理期限切れのため特管産廃として適正に継続保管

○ 低濃度(0.5mg/kg超5,000mg/kg以下) P C B 含有・汚染変圧器・コンデンサー等の可能性がある場合

→専門業者に依頼し、濃度分析を行い、0.5mg/kgを超える場合は低濃度PCB含有・汚染機器として、管轄保健所に届出、特管産廃として適正保管、2027年3月31日までに全国の無害化処理認定施設等(環境省のウェブサイトに一覧があります。)で処分。

○ P C B 使用安定器(＝高濃度)の場合

→JESCO北九州事業所エリアにおける処分期間終了

※2021年3月31日までにJESCO北九州事業所及び高濃度PCB廃棄物取扱収集運搬業者と処理委託契約を締結することとなっていた。

PCB使用等機器の可能性があるものを委託された場合、廃棄物処理業者がすべきこと、やってはいけないこと

- すべきこと

引受前に委託者に対し、PCB含有の有無を確認させること

- やってはいけないこと

PCB廃棄物を許可(特管PCB収集運搬業・処分業)なく引き受け、処理することなど

※違反した場合、廃棄物処理法による罰則があります
(無許可営業・変更)。

様々な情報が得られるウェブサイト

- 環境省 : <http://pcb-soukishori.env.go.jp/>
- 熊本県 : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/>
(安定器の判別資料等も掲載しています。)
- 熊本市 :
https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=10434&class_set_id=2&class_id=193
- JESCO(中間貯蔵・環境安全事業(株)) :
<https://www.jesconet.co.jp/>
- 一般社団法人日本電機工業会(変圧器・コンデンサー類) :
<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/>
- 一般社団法人九州電気保安協会(変圧器・コンデンサー類) :
<https://www.kyushu-qdh.jp/business/pcb/>
- 一般社団法人日本照明工業会(安定器) :
<https://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

お問合せ先

有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121
菊池保健所	菊池市隈府1272-10	0968-25-4135
阿蘇保健所	阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9035
御船保健所	上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016
宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1148
八代保健所	八代市西片町1660	0965-33-3198
水俣保健所	水俣市八幡町2丁目2-13	0966-63-4104
人吉保健所	人吉市西間下町86-1	0966-22-3108
天草保健所	天草市今釜新町3530	0969-23-0172
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2278
熊本市ごみ減量推進課事業ごみ対策室	熊本市中央区手取本町1番1号	096-328-2111

PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について



キュービクル

PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について



蛍光灯安定器1



荧光灯安定器2



水銀灯安定器1



水銀灯安定器2



本日の説明内容

1. 廃棄物の分類と具体例について
2. 産業廃棄物の処理(各種基準)について
3. 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて
4. 排出事業者責任について
5. マニフェスト制度について
6. 電子マニフェストについて
7. 優良産廃処理業者認定制度について
8. 水銀廃棄物の適正処理について
9. 廃棄物の不適正処理事案への対応について
10. 雑品スクラップ対策について
11. 廃棄物処理法違反と罰則について
12. PCB使用製品・廃棄物の期限内処理について
- 13. その他の法改正事項について**

その他の法改正事項について

●成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化 (法第7条第5項第4号等, R1. 12. 14施行)

成年被後見人や被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項の適正化を図った。

・法第7条第5項第4号

申請者が次のいずれにも該当しないこと

(旧) イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

➡ (新) イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

→精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

その他の法改正事項について

●産業廃棄物の廃プラスチック類を保管する場合の保管量の上限

(法施行令第6条第2項ロ(3)、R1.9.4施行)

産業廃棄物の廃プラスチック類の処理施設において、優良産業廃棄物処分業者が、産業廃棄物の廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、保管量の上限を、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28（通常は14）を乗じて得られる数量とする。

その他の法改正事項について

●熊本県産業廃棄物指導要綱の改正（R1.9.1施行）

①要綱等の役割の明確化

廃掃法等に基づく許可、指導をスムーズに行うために、具体的な県の事務取扱の運用基準を明確化、併せて廃掃法の処理基準等違反の未然防止のために取り組む行政指導事項を明確にするもの。

→廃掃法等法令によらない行政指導事項の見直し

②施設設置等に係る事前協議の見直し

優良認定業者の申請や、同一事業所で新たに施設を設置する場合などにおいて、一部省力化。

→負担の軽減（様式が一部変更）



HP https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_26201.html